

農用地利用集積促進事業実施要領

制定	平成20年4月1日	農第3003-1号
改正	平成21年4月1日	農第30193-3号
改正	平成22年4月1日	農第30193-4号
改正	平成24年4月2日	農第30193-1号
改正	平成25年3月26日	農第30193-2号
改正	平成26年4月1日	農第30193-2号
改正	平成28年3月31日	農第30193-6号
改正	平成28年5月16日	農構第30193-1号
改正	平成29年4月3日	農構第30193-1号
改正	令和2年6月11日	農構第30193-1号
改正	令和3年3月26日	農構第30193-6号

第1 趣旨

農業従事者の高齢化による生産力の低下、耕作放棄地の発生等は、本県農業の大きな課題となっている。

そこで、本県農業の担い手である認定農業者の経営規模の拡大を図り、安定的な農業経営体を育成するとともに農地の効率的利用を促進するため「農用地利用集積促進事業」（以下「事業」という。）を実施するものとする。

第2 事業の内容

農地中間管理機構等を活用し、認定農業者に対する賃借権等の設定を新たに行った者又は受けた認定農業者に奨励金を交付し、認定農業者の育成・確保、新規集積・優良農用地の効率的利用の促進及び耕作放棄地化を防止する。

第3 事業主体

事業主体は市町村とする。

第4 事業の実施手続

1 実施計画書の作成等

- (1) 事業を実施しようとする市町村長は、「農用地利用集積促進事業実施計画書」（様式第1号）（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。
- (2) 実施計画書の作成に当たっては、関係各種施策との関連を考慮し、農業事務所長（以下「所長」という。）の指導を受けて作成するものとする。
- (3) 実施計画書の提出は所長が定める期日までに行うものとする。

2 事業計画の承認申請

上記1の(1)の実施計画書を作成した市町村長は、「農用地利用集積促進事業計画承認申請書」（様式第2号）に実施計画書を添付し、所長に提出して承認を受ける

ものとする。

3 事業計画の承認等

- (1) 所長は、上記2の規定により提出された実施計画書が別記実施基準を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、実施計画書の達成が確実であると見込まれる場合には、その計画の承認を行うものとする。
- (2) 所長は、事業計画の承認を行った場合には、事業計画書の写しを添付の上、知事に提出するものとする。

4 事業計画の重要な変更

市町村長は、所長の承認を受けた事業計画の重要な変更を行う場合には、上記1及び2の規定に準じて、変更後の実施計画書を作成するとともに、「農用地利用集積促進事業計画変更承認申請書」（様式第3号）に変更後の実施計画書を添付の上、所長に提出し承認を受けるものとする。

なお、重要な変更とは次の（1）又は（2）に該当する場合とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える変更

第5 事業の推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、実施計画書の作成及び事業の適性かつ効果的な実施について指導するものとする。

第6 事業実績の報告

1 実績報告書の作成等

- (1) 市町村長は、第2に掲げる事業を完了したときは、「農用地利用集積促進事業実績報告書」（様式第1号）（以下「実績報告書」という。）を作成するものとする。
- (2) 上記1の（1）の実績報告書を作成した市町村長は、「農用地利用集積促進事業の実績報告について」（様式第4号）に実績報告書を添付の上、所長に提出するものとする。
- (3) 所長は、事業の実績報告を受けた場合には、実績報告書の写しを添付の上、速やかに知事に提出するものとする。

2 実績報告の期日

上記1の報告は、原則として事業完了後2ヶ月以内又は事業実施翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までとするが、所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

第7 助成

所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、経費の1/2以内を予算の範囲内において助成するものとする。

第8 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から一部を改正し施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から一部を改正し施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から一部を改正し施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月26日から一部を改正し施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から一部を改正し施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から一部を改正し施行する。

ただし、平成28年3月31日までに奨励金の交付対象となる利用権の設定をした場合については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成28年5月16日から一部を改正し施行する。

なお、改正後の農用地利用集積促進事業実施要領の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から一部を改正し施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月11日から一部を改正し施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から一部を改正し施行する。

なお、改正後の農用地利用集積促進事業実施要領の規定は、令和3年4月1日から適用する。

農用地利用集積促進事業実施基準

第1 定義

- 1 本事業における認定農業者とは、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」（以下「基盤法」という。）第12条第1項、第13条の2の規定により農業経営改善計画を作成し、市町村または群馬県、国から認定を受けた者をいう。
- 2 農地中間管理機構（以下「機構」という。）とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」（以下「機構法」という。）第4条に基づき農地中間管理機構の指定を受けた者をいう。

第2 奨励金の交付対象者

次の要件を満たす認定農業者へ「第3の交付対象農用地利用集積方策」により、新たに「賃借権等の設定」を行った場合、それを行った者又は受けた認定農業者のいずれかとし、その選定は、市町村長が行う。

1 「賃借権等の設定を受ける認定農業者」の要件

「賃借権等の設定を受ける認定農業者」は、次に掲げる基準を満たす者とする。

その農業経営における当該農用地の賃借権等取得後の経営耕地面積（農地所有適格法人にあっては、その経営耕地面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積）が、当該市町村の経営耕地面積の平均値の概ね2倍以上（中山間地域にあっては、1.5倍以上とする。）又は当該市町村の認定農業者の経営耕地面積の平均値以上で市町村が定める基準を超えること。

第3 交付対象農用地利用集積方策

奨励金の交付対象は、次の賃借権等の設定とする。

ただし、表1に該当する場合には、奨励金を交付しないこととする。

1 通年借地の場合

農用地利用配分計画（機構法第18条に基づく「農用地利用配分計画」をいう。）による賃借権又は使用賃借権の設定

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2における農用地利用配分計画によらない賃借権又は使用賃借権の設定

2 期間借地の場合

(1) 農用地利用配分計画（機構法第18条に基づく「農用地利用配分計画」をいう。）による賃借権又は使用賃借権の設定

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2における農用地利用配分計画によらない賃借権又は使用賃借権の設定

(2) 利用権設定等促進事業（基盤法第4条第3項第1号に規定する「利用権設定等促進事業」をいう。）による賃借権又は使用賃借権の設定

(3) 農業委員会のあっせん（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

第6条第2項の規定に基づく「あっせん」をいう。)による賃借権又は使用貸借権の設定

3 集積対象期間

本事業の対象となる集積期間は、事業実施の前年度の1月1日から事業実施年度の12月31日までの間に賃借権等の設定等が行われていることとする。

第4 奨励金の額

1 奨励金の単価

[奨励金の上限単価 (10aあたり)]
(基本額)

賃借権等の存続期間	賃借権等設定	
	通年借地	期間借地
5年以上10年未満	4,000	2,000
10年以上	6,000	4,000

注) 農用地利用配分計画による賃借権又は使用貸借権を設定する場合は、賃借権等の存続期間に事務手続きにより短縮した月数^{※2}を加算した年数又は機構が中間管理権を取得した期間のいずれか短い方を対象期間とすることができる。

※2 事務手続きにより短縮した月数

機構による中間管理権取得後から、農用地利用配分計画により対象農地が当該認定農業者に転貸等されるまでの期間 (概ね1～3ヶ月程度) を言う。

2 奨励金の額の算定

奨励金の交付対象者別に、奨励金の交付対象となる賃借権等の設定に係る農用地の1筆毎の面積 (10平方メートル未満を切り捨てる。以下同じ。) に上記1による10a当たりの単価を乗じて得た金額を合計することにより行うものとする。

第5 奨励金の交付手続き

1 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金の交付対象となる賃借権等の設定をした日の属する年の12月31日までに奨励金の交付対象となる農用地の所在地の市町村長に奨励金の交付申請を行うものとする。

2 市町村長は、上記1の申請があったときは、奨励金の受給要件の有無を審査し、受給要件を満たすものとして認定したときは、当該申請者に奨励金の交付決定通知を行い、受給要件を満たさないものと認定したときは、当該申請者に奨励金の不交付決定通知を行うものとする。

3 本事業を実施する市町村長は、奨励金の交付状況を適正に管理するものとする。

第6 奨励金の返還手続き

市町村長は、奨励金の交付対象者が次の各号に該当すると認められる場合は、奨励金交付取消決定通知書により奨励金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

なお、奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市町村長に届け出るものとする。

- 1 交付要件を欠くこととなったとき。
- 2 奨励金の交付対象となった農用地に係る賃借権等の存続期間満了前にその農用地の返還を受けた又は行ったとき。ただし、次の各号に該当する場合を除く。
 - (1) 災害により農用地が崩壊した場合
 - (2) 公用公共の用に供するための買収が行われた場合
 - (3) 賃借権等の設定を受けた者の死亡等による場合
 - (4) 賃借権等の設定を受けた者が国の経営所得安定対策の対象とならないため、対象となり得る他の者へ継続して賃借権等の設定がされた場合
 - (5) 賃借権等の設定を受けた者が法人化し、引き続き法人として奨励金の交付対象となった農用地を耕作を継続する場合
 - (6) 賃借権等の設定を受けた者が後継者に経営移譲し、引き続き後継者が奨励金の交付対象となった農用地の耕作を継続する場合
 - (7) 補助金の交付対象となった農用地について、以下のいずれかの要件を満たす場合。ただし、他の認定農業者又は機構に貸し付ける以前の耕作者が、耕作を継続するにあたり支障が生じないように留意してください。
 - ① 補助金の交付対象となった賃借権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約され、同年度内に補助金の交付要件を満たす残存期間以上の条件で、農地所有者から他の認定農業者に貸し付けられた場合、又は機構に貸し付けられ、かつ機構から担い手（群馬県農地中間管理事業に関する基本方針で定める「担い手」をいう。）に貸し付けられた場合。
 - ② 補助金の交付対象となった賃借権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と他の認定農業者の間に移転された場合、又は農地所有者と機構との間に移転され、かつ同年度内に機構から担い手に貸し付けられた場合。
- 3 不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

第7 他の制度との調整等

- (1) 賃借権等設定等により農地を借り受ける者が、耕作放棄地再生活動対策により奨励金の交付を受ける場合、本事業との重複受給はできないものとする。

ただし、賃借権等の設定者が、本事業により奨励金の交付を受ける場合は、この限りでない。

表1 奨励金を交付しない場合

- 1 次に掲げる推進費等が交付されたことがある農用地について、賃借権等の設定をする場合
 - (1) 農用地利用集積促進事業実施要領（平成20年4月1日付け農第3003-1号）に基づく農用地利用集積促進奨励金
 - (2) 農業農村応援事業実施要領（平成15年3月31日付け農第347-1号）の別記「農業農村応援事業実施基準」に基づく農用地利用集積促進奨励金
 - (3) 群馬県農用地高度利用促進奨励金交付事業実施要領（平成13年4月1日付け農第770号）の別記「群馬県農用地高度利用促進奨励金交付事業実施基準」に基づく農用地高度利用促進奨励金
 - (4) 群馬県農地利用集積促進奨励金交付事業実施要領（平成10年4月1日付け農第14号）の別記「群馬県農地利用集積促進奨励金交付事業実施基準」に基づく農地利用集積促進奨励金
 - (5) 群馬県農地有効利用促進奨励金交付事業実施要領（平成7年4月1日付け農第35号）の別記「群馬県農地有効利用促進奨励金交付事業実施基準」に基づく農地有効利用奨励金
 - (6) 先導的利用集積事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改B第451号農林水産事務次官依命通知）の別記「先導的利用集積事業実施基準」に基づく先導的利用集積促進費
 - (7) その他類似事業の実施による推進費等
- 2 賃借権等の設定を受ける者が農地所有者の世帯員である場合
- 3 構成員が同一世帯員のみで構成されている農地所有適格法人（農地法第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）に、その構成員（その世帯員を含む。）が賃借権等の設定をする場合
- 4 農地所有適格法人の事業に常時従事している者又は農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員若しくは取締役（その世帯員を含む。）が当該農地所有適格化法人に賃借権等の設定をする場合
- 5 賃借権等の設定の対象となる農用地が、借賃の一括払いのため農業近代化資金、農業改良資金、日本政策金融公庫資金（農業経営基盤強化資金）の貸付け対象となっているか又は対象となることが確実であると認められる場合

様式第 1 号

〇〇年度農用地利用集積促進事業実施計画（実績報告）書

1 市町村名等

(1) 市町村名

(2) 計画書（実績報告書）作成年月日

2 実施計画

区 分	受 益		事業量	事業費(円)	負担区分(円)	
	戸数	面積(a)			県	市町村
(農用地利用集積促進)						
〈内訳〉 通年借地 ・新規 5～9年 10年以上 期間借地 ・新規 5～9年 10年以上						
合計						

利用集積方策名	5～9年		10年以上		合計	
	交付対象面積	交付対象人員	交付対象面積	交付対象人員	交付対象面積	交付対象人員
農地中間管理事業	a ()	人 ()	a ()	人 ()	a ()	人 ()
利用権設定等促進事業	a ()	人 ()	a ()	人 ()	a ()	人 ()
農地移動適正化斡旋事業	a ()	人 ()	a ()	人 ()	a ()	人 ()
合計	a ()	人 ()	a ()	人 ()	a ()	人 ()

(注1) () 内は期間借地に係るものを記入すること。

(注2) 小数点第2位以下は切り捨てること。

3 添付資料

- (1) 実績報告にあつては、利用権設定通知書又は農用地利用配分計画等の農用地が集積されたことを証する書類の写し。

様式第2号

文書番号
〇〇年〇月〇日

群馬県〇〇農業事務所長 様

市 町 村 長

農用地利用集積促進事業計画の承認について（申請）

農用地利用集積促進事業実施要領第4の2に基づき、事業実施計画を承認されたく申請
します。

※様式第1号を添付のこと。

群馬県〇〇農業事務所長 様

市 町 村 長

農用地利用集積促進事業計画の変更承認について（申請）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇農第〇〇〇-〇号により承認された標記事業計画について下記のとおり変更したいので、農用地利用集積促進事業実施要領第4の4に基づき承認されたく申請します。

記

1 変更内容及び理由

2 変更後の実施計画

様式第1号の様式に準じて、変更のあった箇所のみ、変更前後を対比できるように2段書きとするとともに、（変更後を下段、変更前を上段にカッコ書き）、必要書類を添付すること。

様式第4号

文書番号
〇〇年〇月〇日

群馬県〇〇農業事務所長 様

市 町 村 長

農用地利用集積促進事業の実績報告について（報告）

〇〇年度において別添のとおり農用地利用集積促進事業を実施しましたので、農用地利用集積促進事業実施要領第6の2に基づき、その実績を報告します。

※様式第1号を添付のこと。